

静岡県告示第337号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年4月19日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
414号	賀茂郡河津町川津筏場字栗木山 1366 番の 18 から 賀茂郡河津町川津筏場字栗木山 1366 番の 20 まで	令和6年4月19日

=====

静岡県告示第338号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年4月19日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川天竜線	磐田市上野部字神田官有無番地内	令和6年4月19日

=====

静岡県告示第339号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年4月19日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月19日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
磐田天竜線	磐田市上野部字神田官有無番地内	令和6年4月19日